

建設業で働く皆さんへ

『危険ゼロ』の職場は、資格の取得から。

法令で定められている技能講習、特別教育などを受講し、
安全作業に必要な知識と技能を身に付けましょう！

平成24年度 講習計画一覧表

作業主任者・玉掛け・運転技能講習日程

足場の組立て等	実施場所	担当分会	型枠支保工の組立て等	実施場所	担当分会	酸欠・硫化水素危険	実施場所	担当分会
4月 25-26日	三次市	三次	5月 9-10日	呉市	呉	6月15-16・18日	広島市	支部
5月 10-11日	福山市	福山	6月 13-14日	三次市	三次	9月 7- 8・10日	広島市	支部
16-17日	広島市	広島	7月 12-13日	広島市	広島	12月 7- 8・10日	広島市	支部
6月 26-27日	三原市	三原	8月 8- 9日	尾道市	尾道	2月22-23・25日	広島市	支部
7月 18-19日	広島市	広島	10月 3- 4日	広島市	広島			
24-25日	福山市	福山	11月 20-21日	三原市	三原	玉掛け技能	実施場所	担当分会
9月 4- 5日	呉市	呉	1月 23-24日	広島市	広島	5月 29-31日	三次市	三次
11-12日	尾道市	尾道	2月 13-14日	福山市	福山			
10月 10-11日	広島市	広島				小型移動式クレーン	実施場所	担当分会
11月 7- 8日	福山市	福山	建築物等の鉄骨の組立て等	実施場所	担当分会	4月 17-19日	広島市	支部
12月 5- 6日	広島市	広島	6月 6- 7日	広島市	広島	6月 6- 8日	広島市	支部
2月 6- 7日	福山市	福山	10月 25-26日	福山市	福山	7月30- 8月1日	広島市	支部
3月 5- 6日	広島市	広島	2月 18-19日	広島市	広島	10月 15-17日	広島市	支部
						12月 11-13日	広島市	支部
地山の掘削及び土止め支保工	実施場所	担当分会	木造建築物の組立て等	実施場所	担当分会	2月 26-28日	広島市	支部
			9月 12-13日	広島市	広島			
5月 16-18日	尾道市	尾道	1月 16-17日	福山市	福山	高所作業車	実施場所	
6月 20-22日	広島市	広島				5月 25-26日	広島市・東広島市	
7月 3- 5日	福山市	福山	コンクリート造の工作物の解体等	実施場所	担当分会	7月 27-28日	広島市・東広島市	
18-20日	三次市	三次	6月 19-20日	福山市	福山	9月 28-29日	広島市・東広島市	
9月 27日	三原市	三原	11月 28-29日	広島市	広島	10月 11-12日	三次市	
(Aコースのみ)						11月 16-17日	広島市・東広島市	
10月 23-25日	広島市	広島	コンクリート橋架設等	実施場所	担当分会	1月 25-26日	広島市・東広島市	
12月 3- 5日	呉市	呉	8月 1- 2日	広島市	広島	3月 8- 9日	広島市・東広島市	
2月 5- 7日	広島市	広島						
			鋼橋架設等	実施場所	担当分会			
			9月 27-28日	広島市	広島			

各種技能講習の受講資格と受講料

講習名	受講資格及び受講科目の一部免除を受けることができる者	受講料	テキスト代
玉掛け技能	A. 玉掛け特別教育を修了後、吊り上げ荷重が1トン未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛け業務に6ヶ月以上従事した経験を有する者。 B. クレーン、移動式クレーン、デリック若しくは揚貨装置で吊り上げ荷重若しくは制限荷重が1トン以上の物の玉掛けの補助作業の業務又は制限荷重が1トン未満の揚貨装置の玉掛けの業務に6ヶ月以上従事した経験を有する者。 C. クレーン運転士の免許を受けた者。クレーン運転技能講習を修了した者。 D. 全科目受講者(免除科目なし)。	A. 16,000 B. 17,000 C. 17,000 D. 19,000	1,500
足場の組立て等作業主任者	A. 技能講習規程第1条に定める訓練修了者及びとび1級又は2級技能検定合格者。 職業能力開発促進法第28条に定めるとび科の職業訓練指導員免許を受けた者。 C. 足場の組立て、解体又は変更に関する作業に3年以上従事した経験を有する 満21歳以上の者 。 大学、高専、高校又は中等教育学校において土木、建築又は造船を専攻し卒業後、2年以上足場の組立て、解体、又は変更に関する作業に従事した経験を有する者。	A. 7,000 C. 9,000	1,600
地山の掘削及び土止め支保工作業主任者	A. 技能講習規程第1条に定める職業訓練修了者及び職業能力開発促進法第27条に定める建設科又はさく井科の訓練を修了した者。 職業能力開発促進法第28条に定める建設科、土木科又はさく井科の職業訓練指導員免許を受けた者。 土木施工管理技術検定合格者。 B. 技能講習規程第1条第2号、第4号及び第7号に定める訓練を修了した者及びとび1級又は2級の技能検定合格者。 職業能力開発促進法第28条に定めるとび科の職業訓練指導員免許を受けた者。 建設業法施行令第27条に定める建設機械施工技術検定合格者(一部制限有り)。 C. 地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け、取り外しに関する作業に3年以上従事した経験を有する者。 大学、高専、高校又は中等教育学校において土木、建築又は農業土木を専攻し卒業後地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け、取り外しに関する作業に2年以上従事した経験を有する者。 地山特例 土止め支保工作業主任者技能講習修了者 土止め特例 地山の掘削作業主任者技能講習修了者	A. } 7,000 B. } C. 13,000 地特 } 7,000 土特 }	2,500
型枠支保工の組立て等作業主任者	A. 技能講習規程第1条に定める訓練修了者及び職業能力開発促進法第27条に定める建築科、型枠科、ブロック建築科の訓練修了者及びブロック建築又はとび1級又は2級技能検定合格者。 職業能力開発促進法第28条に定める建設科、建築科、建築ブロック科又はとび科の職業訓練指導員免許を受けた者。 C. 型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に3年以上従事した経験を有する者。 大学、高専、高校又は中等教育学校において土木、又は建築を専攻し卒業後、型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に2年以上従事した経験を有する者。	A. 7,000 C. 9,000	1,900
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	A. 技能講習規程第1条に定める訓練修了者及びとび1級又は2級技能検定合格者。 職業能力開発促進法第28条に定めるとび科の職業訓練指導員免許を受けた者。 B. コンクリート橋架設等作業主任者又は、鋼橋架設等作業主任者の技能講習修了者。 C. 建築物等の鉄骨の組立て等の作業に関する作業に3年以上従事した経験を有する者。 大学、高専、高校又は中等教育学校において土木又は建築を専攻し卒業後、建築物等の鉄骨の組立て等の作業に2年以上従事した経験を有する者。	A. } 7,000 B. } C. 9,000	1,800
コンクリート橋架設等作業主任者	A. 技能講習規程第1条に定める訓練修了者及びとび1級又は2級技能検定合格者。 職業能力開発促進法第28条に定めるとび科の職業訓練指導員免許を受けた者。 B. 鉄骨の組立て等作業主任者、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者又は鋼橋架設等作業主任者技能講習修了者。 C. コンクリート橋架設等の作業に関する作業に3年以上従事した経験を有する者。 大学、高専、高校又は中等教育学校において土木又は建築を専攻し卒業後、コンクリート橋架設等の作業に2年以上従事した経験を有する者。	A. } 7,000 B. } C. 9,000	1,800
鋼橋架設等作業主任者	A. 技能講習規程第1条に定める訓練修了者及びとび1級又は2級技能検定合格者。 職業能力開発促進法第28条に定めるとび科の職業訓練指導員免許を受けた者。 B. 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者又はコンクリート橋架設等作業主任者技能講習修了者。 C. 鋼橋架設等の作業に関する作業に3年以上従事した経験を有する者。 大学、高専、高校又は中等教育学校において土木又は建築を専攻し卒業後、鋼橋架設等の作業に2年以上従事した経験を有する者。	A. } 7,000 B. } C. 9,000	1,800

講習名	受講資格及び受講科目の一部免除を受けることができる者	受講料	テキスト代
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	A. 技能講習規程第1条に定める訓練修了者及び職業能力開発促進法第27条に定めるとび科の訓練修了者及びとび1級又は2級技能検定合格者。 職業能力開発促進法第28条に定めるとび科の職業訓練指導員免許を受けた者。 C. 工作物の解体等の作業に3年以上従事した経験を有する者。 大学、高専、高校又は中等教育学校において土木又は建築を専攻し卒業後、工作物の解体等の作業に2年以上従事した経験を有する者。	A. 7,000 C. 9,000	2,100
木造建築物の組立て等作業主任者	A. 技能講習規程第1条に定める訓練修了者及び職業能力開発促進法第27条に定める建築科、とび科、又はプレハブ建築科の訓練修了者及び建築大工又はとび1級又は2級技能検定合格者。 職業能力開発促進法第28条に定める建築科、とび科又はプレハブ建築科の職業訓練指導員免許を受けた者。 B. 型枠支保工の組立て等作業主任者、足場の組立て等作業主任者、鉄骨の組立て等作業主任者又は建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習修了者。 C. 構造部材の組立て等の作業に3年以上従事した経験を有する者。 大学、高専、高校又は中等教育学校において土木又は建築を専攻し卒業後、構造部材の組立て等の作業に2年以上従事した経験を有する者。	A. } 7,000 B. } C. 9,000	1,500
ずい道等の掘削等作業主任者	A. 技能講習規程第1条第3号及び第4号に定める訓練修了者及び職業能力開発促進法第27条に定める土木科の訓練、又は旧能開法第27条に定める探鉱科若しくは土木科の訓練修了者。 B. 職業能力開発促進法第28条に定める、土木科又は旧能開法第28条に定める探鉱科の職業訓練指導員の免許を受けた者。 C. ずい道等の掘削等の作業に3年以上従事した経験を有する者。 大学、高専、高校又は中等教育学校において土木、建築又は農業土木を専攻し卒業後2年以上ずい道等の掘削等の作業に従事した経験を有する者。	A. } 7,000 B. } C. 9,000	4,200 (山岳編・シールド編)
ずい道等の覆工作業主任者	A. 技能講習規程第1条第2号及び第3号に定める訓練修了者及び職業能力開発促進法第27条に定める土木科の訓練を修了した者(トンネルについての技能を専攻したものに限る)。 B. 職業能力開発促進法第28条に定める、土木科の職業訓練指導員免許を受けた者。 C. ずい道等の覆工の作業に3年以上従事した経験を有する者。 大学、高専、高校又は中等教育学校において土木、建築又は農業土木を専攻し卒業後2年以上ずい道等の覆工の作業に従事した経験を有する者。	A. } 7,000 B. } C. 9,000	2,100
小型移動式クレーン運転技能講習	A. クレーン、デリック又は揚貨装置運転士免許を受けた者。 床上操作式クレーン運転技能講習又は玉掛け技能講習修了者。 B. 建設業法施行令に定める建設機械施工技術検定の1級合格者(実地試験においてショベル系建設機械操作施工法若しくは基礎工用建設機械操作施工法を選択した者又は2級の技術検定で定められた第2種若しくは第6種の合格者)。 車両系建設機械(基礎工用)運転技能講習修了者。 C. 下記の業務に6ヶ月以上従事した経験を有する者。 つり上げ荷重が5トン以上のクレーンの運転の業務。 つり上げ荷重が1トン以上の移動式クレーンの運転の業務。 制限荷重5トン未満の揚貨装置の運転の業務。 次に掲げるクレーン(移動式クレーンを除く)の運転の業務。 つり上げ荷重5トン未満のクレーン つり上げ荷重5トン以上の跨線テルハ つり上げ荷重が1トン未満の移動式クレーンの運転の業務。 つり上げ荷重が5トン未満のデリックの運転の業務。 つり上げ荷重が1トン未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛けの業務。 D. 全科目受講者(免除科目なし)。	A. (16時間) 31,000 B. (17時間) 35,000 C. (19時間) 34,000 D. (20時間) 38,000	1,600
高所作業車運転技能講習	A. 移動式クレーン運転士免許を受けた者、又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者。 B. 建設機械施行技術検定合格者。 大型特殊自動車免許、大型自動車免許又は普通自動車運転免許を有する者。 フォークリフト、ショベルローダー等、車両系建設機械(整地・運搬・積み込み及び掘削用)、(基礎工用)、(解体用)運転技能講習又は不整地運搬車運転技能講習を修了した者。	A. (12時間) 28,000 B. (14時間) 30,000	1,800
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	受講資格なし (全科目受講)	13,000	1,800

上記受講料及びテキスト代には、消費税が含まれています。 受講者定員:学科100名、実技1単位10名
テキストの価格は変更することがありますのでご了承ください。
詳細につきましては、「支部」及び「最寄りの分会」にお問い合わせください。

建設業労働災害防止協会広島県支部 (082)228-8250 <http://www.jcosh-hiroshima.jp/>

広島県支部
各分会

広島分会 (082)228-8252
<http://www16.ocn.ne.jp/~hirobun/>

呉分会 (0823)22-6886
三原分会 (0848)63-9920
尾道分会 (0848)22-8918